

藤原

多賀城・七ヶ浜選出、日本共産党県議団の藤原益栄でございます。  
皆様のご配慮によりまして初議会で初質問をさせていただくことになりました。心より感謝を申し上げます。

私の質問は、4点であります

パネル①

↓  
[1]  
(1)  
⑤  
パネル①  
本

質問大綱の第1は文化財行政についてであります。

その一つは、多賀城創建1300年を迎えるにあたり、多賀城碑を重要

(1)文化財から国宝に格上げするために、県としてもアクションを起こす  
ことについてです。

⑤ 多賀城碑の位置は、資料①のとおり、多賀城政庁跡の南側、復元した南門の北東<sup>北東</sup>でして、碑面については同資料左をご覧ください。

多賀城は来年「創建1300年」を迎えますが、その根拠は、多賀城碑の「此の城神亀元年…大野東人が置く所なり」という碑文によっており、この年が西暦で724年にあたります。

多賀城碑は、1660～70年代に、碑面を下に伏せていたものを起こされたとして、「壺の碑」として一躍有名になりました。1689年には芭蕉も訪れ、『おくのほそ道』に「ここに至りて疑ひなき千歳の記念、今眼前に古人の心を聞す」と感動を記しております。

ところが明治の中頃に歴史学者から偽物説が提起され、それがすっかり定着してしまいました。~~その影響もあり~~、明治26年7月30日に多賀城碑を訪れた~~ジャーナリストでもあった~~正岡子規は、「ある説によればこも亦正しき坪の碑にはあらざるよしなれど…」と書いております。

それを覆したのが宮城県多賀城跡調査研究所の調査でありました。奈良時代の正史である『続日本紀』に書かれていないことが多賀城碑に書かれている。それが発掘調査と一致したわけでありました。こうしました。

て長年の調査により多賀城碑は本物とされ1998年6月30日に国の重要文化財に指定されました。

それから25年が経過し、いよいよ来年、多賀城創建1300年を迎えます。研究者、歴史愛好者のみなさんから「多賀城碑を国宝に」との声が強まっております。ぜひ県としても国宝指定にむけてご尽力をいただきたいと思いますが、県当局の見解を求めます。

(2) 文化財行政の二つ目は、七ヶ浜町鼻節神社所有の「国府厨印」を県の文化財に指定することについてであります。

「国府厨印」がどのような印であるかは同じく資料①右側をご覧ください。「国府厨印」は明治の初めに七ヶ浜町東端にあり、鼻節神社改修の際、偶然発見されたといひ、重さ131グラムの青銅製で、現在は七ヶ浜町歴史資料館が管理しております。古代多賀城に食料を供給していた役所が鼻節神社近辺にあり、その決済印と推定されております。

実はこの印にも偽物説が提起されたことがあります。1992年から1994年にかけて、千葉県佐倉市にある国立歴史民俗博物館が全国から古代の印をあつめ調査を行いました。X線を用いて調査にあたった永嶋正春氏は『国立歴史民俗博物館研究報告』第79集で「本銅印もこれらの銅印（奈良平安時代のものと判明している印）と同時期のものとみて間違いなからう」（p632）と結論づけております。この報告も受け、東北歴史博物館が発行する出版物には頻繁に登場いたします。

ところが文化財行政上は、さすがに七ヶ浜町では文化財に指定してはおりませんが、県は何らの指定もしておりません。本物であることは国立歴史民俗博物館の調査で明らかであるわけですから、県としても指定すべきと考えますが県当局の答弁をもとめます。

(3) 文化財行政の3点目は、「多賀城海軍工廠松島地区南区」跡すなわち

パネル②

海軍松島地下工廠機銃部跡について、県がイニシアチブを発揮し調査をすることについてです。

機銃部

昭和17年6月4日、多賀城村の4分の1にあたる496畝が強制買収され、翌年10月1日に多賀城海軍工廠が開設されました。海軍工廠とは海軍の直轄工場のこと、多賀城ではゼロ戦の翼に搭載する20ミ機銃とその火工部が、弾丸、爆弾等が製造されていきました。

昭和19年7月にサイパンが陥落しますと、軍施設は次々と地下に移されました。有名どころでは、長野県の松代大本営、神奈川県慶應大学日吉キャンパスの海軍連合艦隊地下司令部壕、沖縄県豊見城市の海軍沖縄方面隊地下司令部壕等があります。

移転が済んだ

跡

多賀城海軍工廠も松島高城の地下に移ることになり、昭和19年秋から翌年4月までの半年に4,660延のトンネルが掘られ、昭和20年4月に半分が移り操業開始しました。「北区」すなわち火工部は現在、陸上自衛隊仙台駐屯地反町分屯地、弾薬庫として利用されています。「南区」すなわち機銃部跡はどこも管理しておりません。その様子が資料②です。松島地下工廠跡は、地下の軍施設としては東北最大かつ東日本の中でも有数の規模と推定されます。

パネル②

近年、旧軍施設は、歴史の研究対象、生涯学習の教材、平和の語り部として、その価値が見直され、調査研究と保存、整備と公開がすすんでいます。例えば、神奈川県立歴史博物館は、2011年から2013年にかけて、慶應大学日吉キャンパスの海軍連合艦隊地下司令部壕について、慶應義塾大学と共同で調査をし、その成果を2015年1月31日から3月22日まで『陸にあがった海軍』展として発表しました。

神奈川県同様、ぜひ宮城県としても旧軍施設とりわけ松島地下工廠跡の調査に乗り出していただきたいと思います。県当局の見解を求めます。

パネル②

△

[2] 質問大綱の第2は、砂押川流域の治水対策についてです。

# パネル③

(1) その一つは勿来川遊水地の土砂撤去の問題です。

~~多賀城市は、仙台市宮城野区と陸奥県、隣接して、南北4~~  
~~2.5km、東西7.8km、面積19.69平方kmと小さな市域で、その人口~~  
000人が住んでおります。県管理の2級河川、砂押川は多賀城を北西方向から南東方向に流れておりまして、かつては小川程度の河川でしたが、アイオン台風後改修され、さらに上流の利府町の開発にともない、~~河川改修が検討されておりました。結果、~~下流域で倍の拡幅が必要だが、民家が張り付き拡幅は困難として中流域に砂押川遊水地と勿来川遊水地の二つが造られることになりました。

現状はどうなっているか。砂押川遊水地については築堤、土砂撤去ともに完了していますが、勿来川遊水地については、築堤は完了しているものの、13万6,000立方メートルの土砂が残され、遊水機能が十分とは言えません。~~その場所と現況については~~資料③をご覧ください。

私は多賀城市議時代から長年、勿来川遊水地の土砂撤去をお願いしてまいりました。以前は「まだ勿来川遊水地に越流したことがない」と着手に消極的でしたが、4年前の台風19号豪雨では越流したことが確認されています。勿来川遊水地の土砂撤去着手は喫緊の課題となっており、いつ着手するのか知事の答弁を求めます。

(2) 治水対策の2つ目は、原谷地川の堤防かさ上げに、県としてもご尽力をいただくことについてであります。

多賀城市域の治水状況を簡単に紹介させていただきます。1986年8月5日のいわゆる「8・5水害」で、24時間に約400ミリの雨<sup>にみぞれ</sup>降りま~~り~~、当時の世帯数の約3分の1にあたる4,762世帯に被害が発生いたしました。以来営々対策を進め、4年前の台風19号豪雨では、最大5時間の雨量は167ミリの、ほぼ「8・5水害」と同じでありましたが、被害世帯数は激減いたしました。これは多賀城の中央・東部地域での対策が前進

# パネ③も提示。

したからであります。しかしまだ140世帯の被害が残されています。

この原因はどこにあるのか。最大の原因は、仙台市境から東に流れてくる砂押川支流の原谷地川の堤防が、本流の砂押川の堤防より2mも低い<sup>3</sup>ため、仙台市や利府町に降った雨が原谷地川の堤防を乗り越え多賀城西部地域に流れ込んでくるためであり、~~砂押川の水位が上昇した場合には逆流する場合があります。~~ ~~信じられないような話しですが、それは~~ <sup>理解しただけ</sup> ~~資料②の左上の写真~~を見ていただくと実感できると思います。

3 原谷地川は多賀城市の管理河川であります。原谷地川が受ける雨水はすべて仙台市と利府町でありまして、流域で解決するためには県の調整がどうしても必要であり、河川改修の技術的援助も必要です。

原谷地川の堤防かさ上げに~~是井~~もご尽力いただきたいと思います。が、答弁をお願いいたします。

## [3] 質問大綱の第3は県営住宅の問題であります。

(1) <sup>の</sup> まずはじめに、令和3年12月②県②策定~~いたしました~~『宮城県住生活基本計画』についてお尋ねいたします。

この『基本計画』は、「宮城県…住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」(2p)であり、2021年度から2030年度までの計画として~~います。~~ ~~また基本計画の副題には「あたたかな住まいに、自分らしく住もう」と宮城県民に温かい住生活を保障する~~ ~~の~~ ~~家記の~~ ~~ような~~ ~~表現を~~ ~~して~~ ~~います。~~ <sup>まかせ</sup>

ところがこの『基本計画』は、公営住宅事業はすべて市町村に~~押し~~ ~~つけ~~、やがて県は公営住宅事業から撤退する宣言となっています。

たとえば、『第6章 計画の推進に向けて』では「市町村の役割」として、「地域に根ざした住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています」(71p)とする一方、「県の役割」については「公営住宅の供給については、市町村が…主体的に取り組むこと

基本

~~を基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず…」~~

(71p) としています。

9月25日 530k

要は、結局「~~県は公営住宅事業から撤退するので、市町村はさちんをやら~~  
~~てくださいます~~」ということでありませう。~~令和3年12月策定の~~『宮城県住  
生活基本計画』の内容は、端的にいえばそういうことになるとおもいま  
すが、~~その理解でいいのか~~ 知事の答弁を求めます。

こうした県の計画は、公営住宅法の基本的精神すなわち「この法律  
は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足  
りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な  
家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉  
の増進に寄与することを目的とする」に根本的に反する姿勢であると  
考えますが知事の答弁を求めます。

強く意見を申上げん。

また、ある自治体の担当者は、「『宮城県住生活基本計画』策定の  
際、県から市への意見聴取はほとんどなく、~~抗議した~~」と話しており  
ました。市町村から満足に意見も聴かず、公営住宅から県は撤退し、  
すべて市町村に押しつけ、公営住宅法の精神に反するこの『基本計画』  
は、建替え等を含めた方向に見直しをするべきと考えますが、知事の  
答弁を求めます。

(以下「移転支援の方針」)

(2) 次に、本年3月に策定した『県営住宅の集約に伴う移転支援の方針』  
について伺います。これらは、県営住宅の構造により用途廃止時期を5  
0年から70年に設定し、その「10年前までに…用途廃止の可否を検討」  
する、そして廃止を決定した県営住宅入居者のみなさんにどういう対  
応をするかを定めた方針とのことであらう。『用途廃止の可否を檢  
討』としていますが、~~先ほど紹介しましたように~~、「県は、県営住宅  
の新たな建設及び建替えは行わず…」という『基本計画』を前提とし

呼ばれ  
いた  
する

若干

のて  
ています~~から~~、それは、たかだか廃止時期を延長することがある程度  
のものと思慮しますが、知事の答弁を求めます。

さて、市町村から満足に意見を聴かずに『基本計画』~~を策定し、そ~~と  
~~れを前提に、これまた満足に意見を聴かず~~「~~県営住宅の集約に伴う~~移  
転支援の方針」を策定しましたので、さまざま~~変化が~~発生しておりま  
す。

1つは、~~県営住宅から退去を求めた方々を~~市営住宅等に優先的に入居  
させる「特定入居」計画が行き詰まっています。

「~~県営住宅の集約に伴う~~移転支援の方針」は、「移転先として市町  
村と協議の上、~~近隣の公営住宅を確保することを基本とする~~」(p8)  
とし、さらに「移転先の内容について」「用途廃止する県営住宅が所  
在する市町村営住宅への特定入居について市町村と協議の上、~~移転先~~  
~~候補として案内する~~」(p9)とも述べています。

「特定入居」について、村田町は了解したけれども、仙台市、多賀  
城市は~~拒否も~~と聞こえてまいりました。特定入居について、市町村  
との話し合いがどうなっているか答弁を求めます。

もし、仙台市や多賀城市が特定入居を拒否したことが事実~~である~~  
~~すれば~~、その理由はどこにあるのでしょうか。県は「住みよい県営住  
宅をつくる県民の会」からの文書質問に対し「『県営住宅の集約に伴  
う移転支援の方針』についても、市町村の御意見を十分に伺ったうえ  
で策定したものです」と回答しています。もしそうであったなら、

「特定入居」~~拒否されるなど~~といふことは起こりえない筈で  
す。結局、「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」策定にあたって  
も、市町村への説明も聞き取りも極めて不十分であったということでは  
ないでしょうか。答弁を求めます。

県の住宅政策の伸びは募集数と応募数にも現れております。

私は担当課より、令和4年度分の「団地別定期募集状況」の資料をいただきました。これは、6月、9月、12月、3月の募集戸数と応募戸数を単純集計したものの~~総数~~ですが、全体では募集戸数725戸に対し応募戸数は824戸で、~~全体~~1.1倍とのことでした。

しかし、個別に見てみますと、栗原市の築館萩沢住宅が募集9に対し応募1という住宅がある一方、名取市谷津山住宅は募集5戸に対し応募20戸、仙台市若林区の中倉住宅は募集5戸に対し応募22戸、仙台市泉区の七北田住宅に至っては、募集7戸に対し応募245戸となっております。

ところが県は、県営住宅はもう建て替えないと~~決定~~し、無理矢理入居者を集約し、また市町村の住宅に移っていただくようとしています。地域ごと住宅ごとの<sup>ニーズ</sup>実情を丁寧に把握し~~対応~~応えようとするれば、~~絶対に~~こんな方針にはならないと私は思います。なす方がありません。

なぜ~~そうした~~実情に合わない住宅政策になったのか。全県の平均ばかり~~で~~物を考え、個別具体的なニーズを見ていないから~~だと私は考~~では  
なす~~ます~~。細事いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

実は、

誰

実情を無視し~~て決定した~~こと、入居者のみなさんの意見も聞かずに決定したことは、~~何~~より県当局のみなさんが自覚されているのではないのでしょうか。県はいま、県営住宅廃止を決定した住宅で説明会を始めました。しかしこの説明会は非公開とされ、非公開だからと配付資料も説明内容も、提出された質問と意見も非公表としています。これは、入居者の意見も、市町村の意見も満足に聞かないで決定をしてことの自信の無さの現れではないのでしょうか。

県政においては県民が主人公です。その実現のためには、県政や県民の声がオープンにされる必要があります。

県営住宅入居者への説明会は公開し、またその説明資料や説明内容、提出された意見は公開すべきと考えますが知事の答弁を求めます。

公長



**[4]** 質問大綱の第4は広域防災拠点の問題についてであります。

11月21日に「令和5年度 公共事業再評価（下半期）の主な事業について（案）」の説明がありました。その中に「宮城野原広域防災拠点整備事業」がありまして、事業完了時期は当初予定の2020年度から2032年度まで12年間伸び、事業費は当初の295億円から422億円で、実に127億円、1.43倍に増える。だが、費用対効果は前回の1.73から2.63に上昇するので、事業は継続したい旨説明がありました。

これには地元紙も注目いたしまして、一面トップで「広域防災拠点整備422億円」「宮城県、当初の4割増」「問われる事業の妥当性」と報じました。

県は22日に行政評価委員会に事業の妥当性を諮問し、パブリックコメントを実施後、委員会は1月にも答申するとの事です。

が

**(1)** 質問の一つ目ですが、JR貨物自身はJR貨物宮城野駅移転の検討もして  
おこなっていたのに、なぜ土地、建設費、建設雑費まで県が負担する  
ことになったのか、説明をいただきたいと思ひます。

JR貨物が宮城野駅からの移転を検討していたことは、2005年3月に  
出された報告書『平成16年度 『物流効率化に向けたJR貨物宮城野  
駅の物流機能の抜本的改良に関するプログラム』調査』で明らかであ  
ります。

報告書は、結論として「長期的には移転も含めた鉄道貨物輸送体系  
…の検討が必要である」としています。

ところが知事は、2016年6月13日のJR貨物との「基本合意」第4条  
で、JR貨物が現貨物駅を移転するための土地代も建設費も建設雑費  
も、まるごと補償金として負担する契約を結びました。JR自身にター  
ミナル移転の計画があつたにもかかわらず、なぜ知事は県民の血税を

湯水のごとく注ぎ込む基本合意を結んだのか、~~私には理解できません。~~  
県民にも新人の私にもよく分るようにご説明をお願いいたします。

二つ目ですが、結果として広域防災拠点事業は、~~当初計画の295億円~~  
~~から~~422億円に膨れ上がりました。聞くとお隣岩手県は、広域防災  
拠点を4,000万円で整備した<sup>そう?</sup>~~といわれておりまして~~、実に1,000倍の開  
き~~です~~があります。

ご存じのとおり、地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その  
事務を処理するに当っては、…最少の経費で最大の効果を挙げるよう  
にしなければならない」と自治体に求めております。この2条14項から  
みて、422億円に膨れ上がった広域防災拠点整備事業について、知事は  
どのように認識されているのでしょうか。答弁を求めます。

二つ目ですが、前回から98億円も事業費が膨らむにもかかわらず、  
費用対効果は1.73から2.63にかえて上昇するとのこと。その理  
由をお尋ねしましたら、「『大規模災害時の効果』をあらたに加え算  
出し<sup>た</sup>」、902億円も効果があがる~~から~~とのこと。しかも「災害時の  
効果を金額に換算する基準」は国<sup>にはよく</sup>~~標準としており~~「県独自に作成し  
た」とのことです。こういうやり方は、事業の再評価といいながら、  
土俵を自分でつくりなおし、しかも後出しジャンケンで絶対に中止な  
どしないという態度であって、「公共事業再評価」を無意味にするも  
のだと考えます。知事はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めま  
す。

最後に、こういう事態をまねいたことについて、県民に謝罪し事業  
を中止すべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

以上、登壇しての質問を終了させていただきます。ご静聴ありがとうございました。

以上